

## 秘密保持誓約書

\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、神戸市水道局（以下「甲」という。）が実施する「水道施設への太陽光発電設備導入に関するサウンディング型市場調査」（以下「本調査」という。）に関し、以下のとおり秘密保持誓約書を提出する。

### （秘密保持の範囲）

第1条 本誓約書において「秘密情報」とは、本調査に関して甲から乙に開示される情報のうち、甲が秘密であることを表示した情報並びに対話その他の方法により乙が知り得た口頭情報を含む一切の情報をいう。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密の表示又は明示の有無を問わず、本誓約書にいう秘密情報に当たらないものとする。

- (1) 乙が甲から開示を受けた時点で既に合法的に知得していた情報又は公知の情報
- (2) 乙の故意又は過失によらず公知となった情報
- (3) 乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (4) 乙が秘密情報によらず独自に開発した情報

### （秘密情報の使用制限）

第2条 乙は、秘密情報を本調査の検討の目的にのみ使用するものとし、他の目的に転用又は盗用しないものとする。

2 乙は、秘密情報を、本調査の検討に必要な最小限の範囲で、自己の役員及び従業員（派遣社員、出向者その他これらに準ずる者を含む。）並びに共同提案者（複数の企業で提案する場合の構成企業をいう。）に限り開示できるものとする。

3 乙は、前項により秘密情報の開示を受ける者に対し、本誓約書と同等の秘密保持義務を課し、当該者の行為について一切の責任を負うとともに、適切に管理監督するものとする。

4 乙は、法令、条例、裁判所又は行政機関の命令等により秘密情報の開示を求められた場合には、法令上可能な範囲で事前に甲へ通知し、甲と協議のうえ、開示範囲を必要最小限

とするよう努めた上で、当該要求の範囲内において当該秘密情報を開示できるものとする。

(是正措置及び損害賠償)

第3条 乙が前各条項のいずれかに違反した場合又は甲の秘密情報を漏えいしたことが明らかになった場合には、乙は、甲に直接生じた通常の損害に対して賠償の責を負うものとする。

2 甲は、乙の違反又はそのおそれがある場合、秘密情報の使用停止、返還・廃棄その他必要な是正措置を求めることができる。

(秘密情報の返還、廃却)

第4条 乙は、甲から要請された場合及び本調査が終了した場合並びに当該秘密情報を保有する必要がなくなったと判断する場合は、遅滞なく乙の責任において適切な返還又は廃棄の措置を講ずるものとする。

2 乙は、甲から求めがあった場合、返還又は廃棄を行った旨を書面(電子メールを含む。)により報告するものとする。

(秘密保持義務の継続)

第5条 乙は、本調査の終了後においても、引き続き本誓約書に基づく秘密保持の義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本誓約書に定めのない事項又は本誓約書に定めた各条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

令和 年 月 日

(所在地)

(会社名)

(責任者名)

※複数の企業で提案する場合は、すべての企業名を記載してください。